

加速する相続に伴う個人金融資産の地域間移転 —2015年までの地域別個人金融資産の展望—

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. わが国の個人金融資産は大きな転換期を迎えている。少子高齢化の進展に伴い「貯蓄する人」が減少し「取り崩す人」が増えるため、以前のような個人金融資産の増加は見込みづらい。今後の個人金融資産を展望する上では、現役世代の所得や投資だけでなく、相続を通じた資産移転にも注目する必要がある。
2. 人口動態と相続を通じた個人金融資産への影響を検討するには、長期的な視野が必要である。わが国では過去に大規模な人口移動が見られたが、当時移動した人の多くは今や、親から資産を相続する年齢に達している。親と異なる地域に住む子が資産を相続することは、個人資産の地域分布に大きな影響を及ぼそう。
3. こうした問題意識から本稿では、予想される個人金融資産の地域間移動について推計することを試みた。まず、過去の人口移動の状況を地域ごとに確認し、次に、人口移動が相続を通じて地域個人金融資産にどう影響するかを推定した。具体的には、金融資産が他県から流入する県と他県へ流出する県とを明らかにし、2015年までに流入・流出する資産額と個人金融資産へ及ぼす影響を地域ごとに推計した。
4. その結果、二大都市圏では相続を通じて資産が流入すると見込まれ、特に東京圏では金額も影響も大きいことがわかった。ただし東京圏では東京都ではなく神奈川県、埼玉県、千葉県が多く、大阪圏では大阪府ではなく奈良県、滋賀県が多い。二大都市圏以外では、地域経済圏の中心県では資産流出の影響が小さいが、その他地域では資産流出の影響が大きく、地域の個人金融資産の約2割が流出する県もある。
5. このように、国だけではなく地域でも個人金融資産は転換期を迎えている。個人金融資産をターゲットとする金融機関では、相続による個人金融資産の地域間移転の影響を踏まえた戦略立案が求められている。

I はじめに

1. 転換期を迎えるわが国個人金融資産

わが国の個人金融資産は大きな転換期を迎えている。少子高齢化の進展に伴い「貯蓄する人」が減少し「貯蓄を取り崩す人」が増えてゆく中では、これまでのような個人金融資産の増加は見込みづらくなっている¹。また少子高齢化の進展は、資産形成を終えた高齢者世代の割合が増えることと、その資産を将来継承する世代の割合が少なくなることも意味している。

このように少子高齢化時代の家計資産を展望する上では、現役世代の所得や消費行動、資産選択行動だけではなく、相続を通じた次世代への資産移転にも注目する必要がある。

2. 人口動態が及ぼす地域別個人金融資産への影響

少子高齢化の影響を論じる場合、足元の人口動態に目を奪われがちである。実際、2007年の地域別人口移動を見ると、転入超過となったのは7都県のみ、残り40道府県は転出超過である²。ただし、転出者が住まいと同じように金融資産の取引口座も移すかを考えると、口座を移さずそのまま同じものを使う可能性も少なくない。また転居者が若年層になるほど資産額も小さく、地域金融資産への影響も小さいだろう。

これに対し、人口動態と相続を通じた資産移転の影響を検討するには、より長期に亘る視野が必要である。相続を通じて親から子へと資産が移転する場合、取引口座も親の口座から子の口座へと、異なる口座へ移ることになる。一般に高齢者は資産蓄積が進んでいるため若年層に比べて資産額が多く、移転する資産規模も相応であろう。そのため子が他県の居住者である場合、相続を通じて少なからぬ金融資産が他県へ流出する可能性があり、個人金融資産の地域分布に甚大な影響を及ぼすと考えられる。

国全体で少子高齢化が進む中で、相続による資産移転は、言うならば地域間での「パイの奪い合い」を意味していよう。

3. 本稿の構成

このような問題意識から本稿では、予想される個人金融資産の地域間移動について推計することを試みた。まず、過去の人口移動を地域ごとに提示する。次に、人口移動が相続を通じて地域個人金融資産にどのように影響を及ぼすかを計測する。具体的には、他県から金融資産が流入する県と逆に他県へ流出する県を明らかにし、2015年までに流入・流

¹ 例えばチャールズ・ユウジ・ホリオカ（大阪大学社会経済研究所教授）は2004年に「団塊の世代の退職によって家計貯蓄率がさらに低下し、団塊世代が定年を迎える2007-09年頃には、日本の家計貯蓄率がゼロまたはマイナスになってしまう可能性が十分ある」と指摘している。（www2.e.u-tokyo.ac.jp/~seido/output/Horioka/horioka044.pdf）

² 2008/1/25 総務省発表の「人口移動報告」。

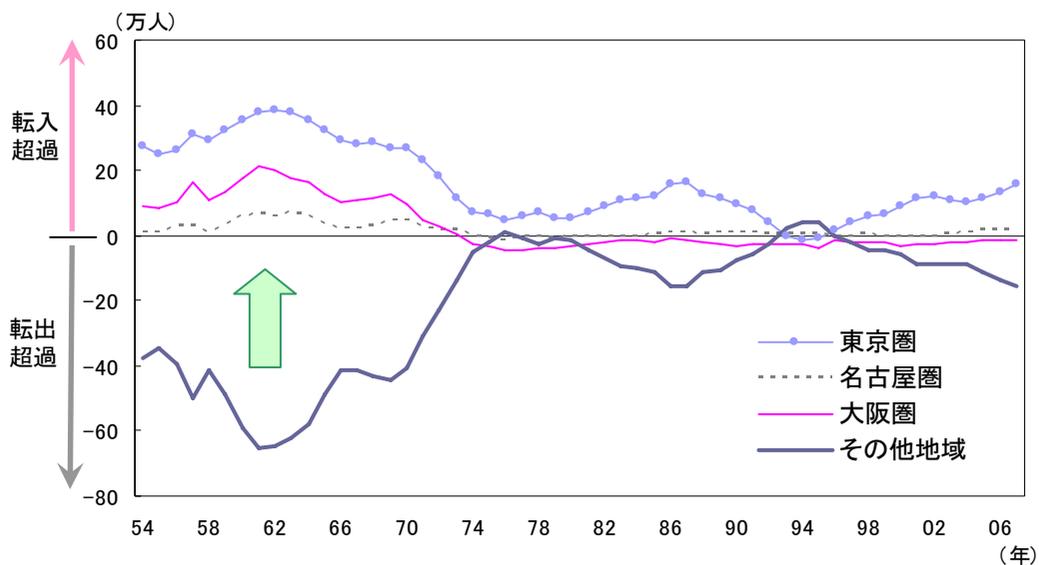
出する資産額と個人金融資産への影響を地域ごとに推計する。なお、本稿では地域別の個人金融資産分布の変化を見るのが目的であり、日本に住む外国人の資産移転は不明点が多いことから、日本人のみを対象として計算した。

II 地域別の人口移動

1. 大規模な人口移動が見られた1960年代前後

まず、これまでの地域間での人口移動の様子を見てみたい。1950年代半ばから60年代は高度成長期にあたり、60年代後半からは戦後ベビーブーム世代が就職や結婚を迎えた時期でもあった。図表1で三大都市圏とその他地域の人口移動状況を見ると、60年代前後に地方から都市圏へ向かう流れが顕著に見られていた。その後オイルショックやバブルを経てその流れは小規模なものとなり、東京圏では転入超過人数が一旦縮小した後再び増加しているが³、大阪圏では転出超過が続いている。

図表1 三大都市圏とその他地域の人口移動の推移



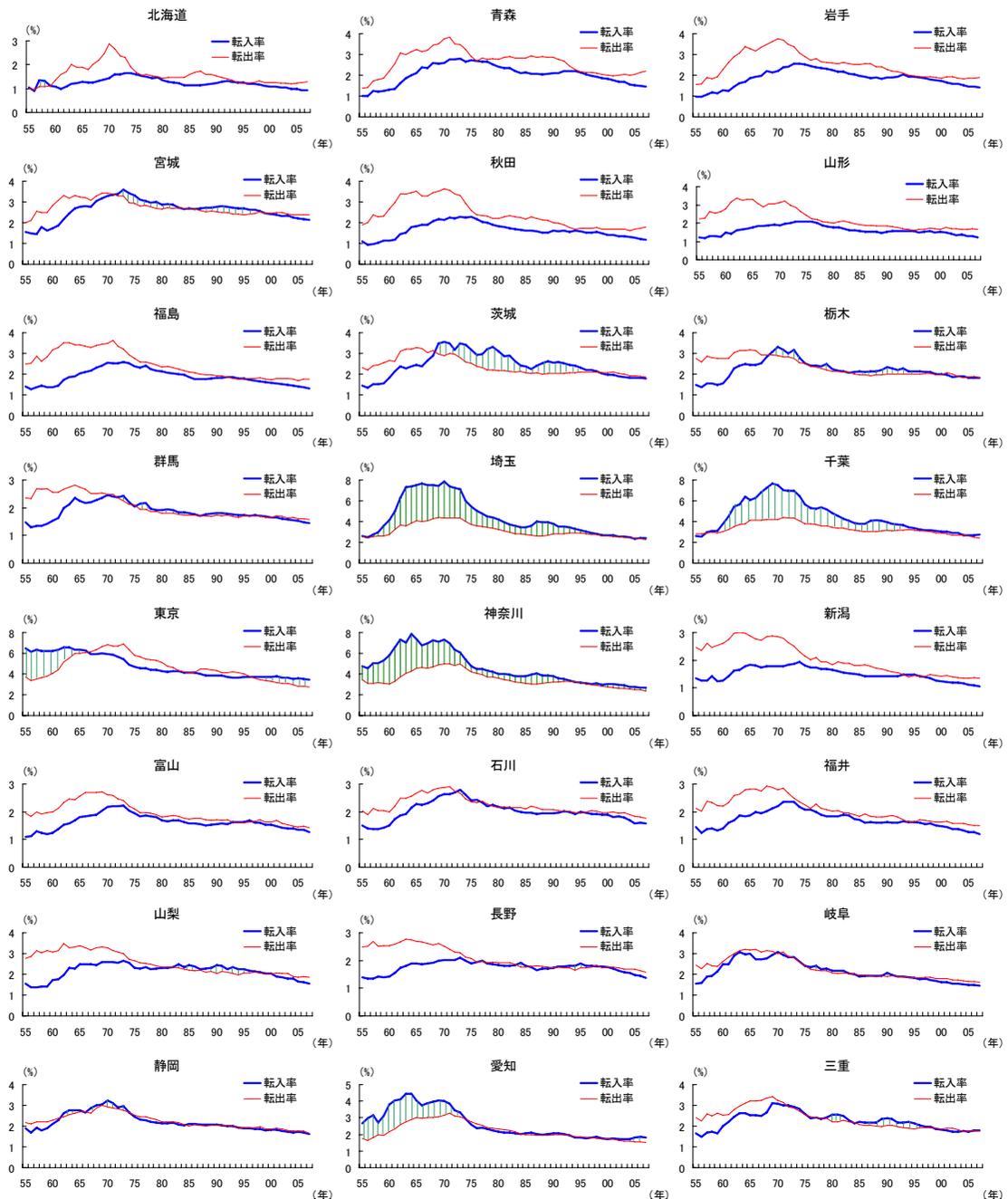
- (注) 1. 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）であり、総務省の区分に従った。これ以外の地域を「その他地域」とした。1973年から沖縄のデータを含む。
 2. 数字は各地域における純転出入者数で、対象は日本人である。
 (出所) 総務省統計より野村資本市場研究所作成

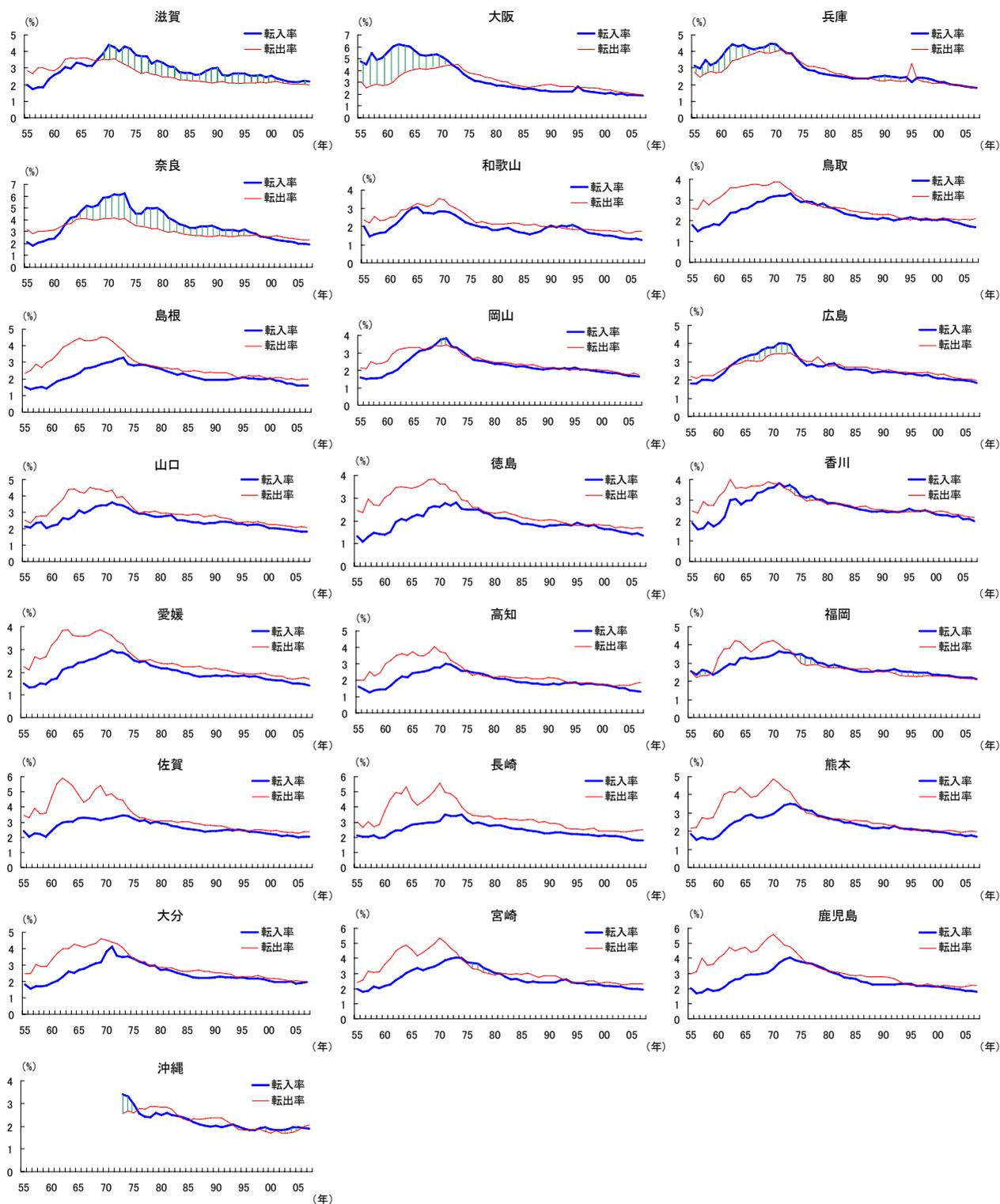
³ 2008/1/25 総務省発表の「人口移動報告」では東京圏の転入超過数は15.5万人とバブル期以来の高水準である。

2. 都道府県別の人口移動の推移

図表2は転入者数と転出者数が地域人口に占める割合を、都道府県ごとに図示したものである。転入者数が転出者数を大きく上回る地域ほど、地域人口に占める転入者（＝他県出身者）の割合が高いことになる。この特徴を持つ都道府県は限られているが、その中でも埼玉県、千葉県、神奈川県は特に、転入者が地域人口に占める割合が高い。逆に、転出者数が転入者数を大きく上回る地域ほど、地域人口に占める域内出身者の割合が高いことになる。この特徴を持つ都道府県は圧倒的に多い。

図表2 都道府県別の人口移動の推移





(注) 1. 緑色の縦線は、転入率が転出率を上回っていることを示す。
 2. 分母の地域人口は、2006年以前は日本人人口、2007年は各都道府県ホームページの10月推計総人口である。
 (出所) 総務省、各都道府県ホームページより野村資本市場研究所作成

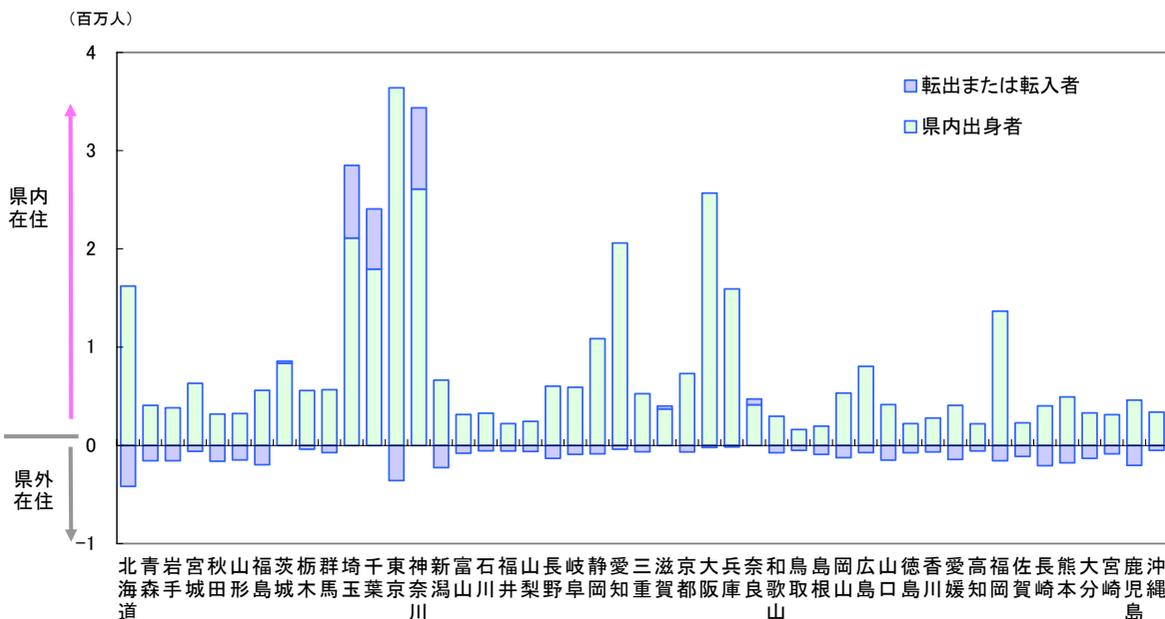
III 地域別の相続者人数と内訳

人の転出入が、地域の個人金融資産に対して及ぼす影響を考えてみると、転入者が多い地域では将来、他地域に住む親から資産を相続する子が多くなろう。そのため、相続を通じて他地域から域内へと流入する資産が多くなると推測される。逆に転出者が多い地域では、域内に住む親から他地域に住む子へと流出する資産が多くなると推測される。ただし図表 2 は移動者総数を示し年齢構成がわからないため、相続人数への影響を推定できないという問題が残る。

そこで、本章では人口移動によって相続人数がどう変化したかを考える。拙稿「遺産相続と家計資産」（野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2006 年秋号）では、両親それぞれから資産を相続することになる年齢の最頻値を推定した。これを基に本稿では父親から相続する年齢を 47 歳・母親からを 67 歳と想定した。次に 2015 年までの相続人数を都道府県別に計算し、この相続人数のうち 18 歳以降に転入または転出した人（県外出身者または県外在住者）の純人数を求めた⁴。

図表 3 が推定結果である。ほとんどの地域では転出入者を示す棒グラフがマイナス圏にあり、18 歳以降の転出者数が転入者数を上回ることを示している。逆に、プラス圏にのみ棒グラフがある地域では、転入者数が転出者数を上回ることを示しており、該当する地域は茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、滋賀県、奈良県の 6 県に限られている。

図表 3 2015 年までの地域別の相続者人数と内訳



(注) 1. 2005 年から 2015 年の間の相続者数である。
 2. 転出入者数はその地域における 18 歳以降の純転出入者数を示した。
 (出所) 総務省統計などから野村資本市場研究所推計

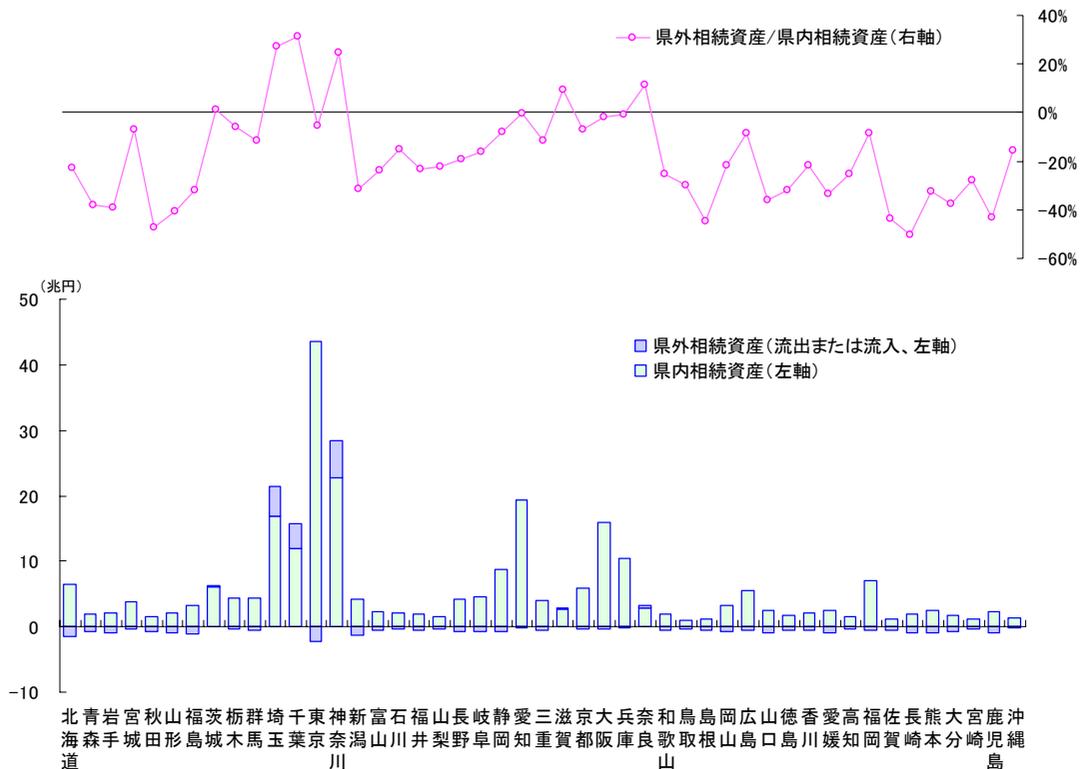
⁴ 本稿の計算において 18 歳を基準にしたのは、高校を卒業した後、就職や進学によって親元を離れる人が多い点を考慮したためである。

IV 地域別の相続資産額と内訳

次に、相続を通じて移転する資産額を考えたい。まず、都道府県別に相続人一人当たりの相続資産額を求めた⁵。次に、その金額と前章で求めた相続人数を乗ずることで、2015年までの地域別の移転資産額を求めた。なお、親から受け継ぐことになる資産は通常、実物資産と金融資産の両方である。ここでは話を複雑にしないために、親と異なる地域に住む子が相続する場合には、実物資産を売却し移転できる形（＝金融資産）にして相続すると想定した。

図表4が推定結果である。相続資産はほとんどの地域で流出する。流出する相続資産額自体が最も大きいのは東京都だが、東京都内で相続される資産も他地域に比べて遥かに大きい。域内で相続される資産と比べて流出資産の割合が特に大きいのは長崎県、秋田県、島根県であり、流出する相続資産は域内での相続資産の約5割に相当する。一方、他県から流入する相続資産額が大きいのは、神奈川県、埼玉県、千葉県の間である。地域内で相

図表4 地域別の相続資産額と内訳



(注) 2005年から2015年の相続資産合計。県外相続資産がマイナスの場合は流出、プラスは流入である。

(出所) 総務省統計などから野村資本市場研究所推計

⁵ 両親の遺産は居住都道府県の家計純資産を基に推定したが、相続資産の流入県については様々な地域から流入することを考慮し全国平均の家計純資産を基に推定した。資産を相続する子は遺産を兄弟姉妹で均分すると仮定した。

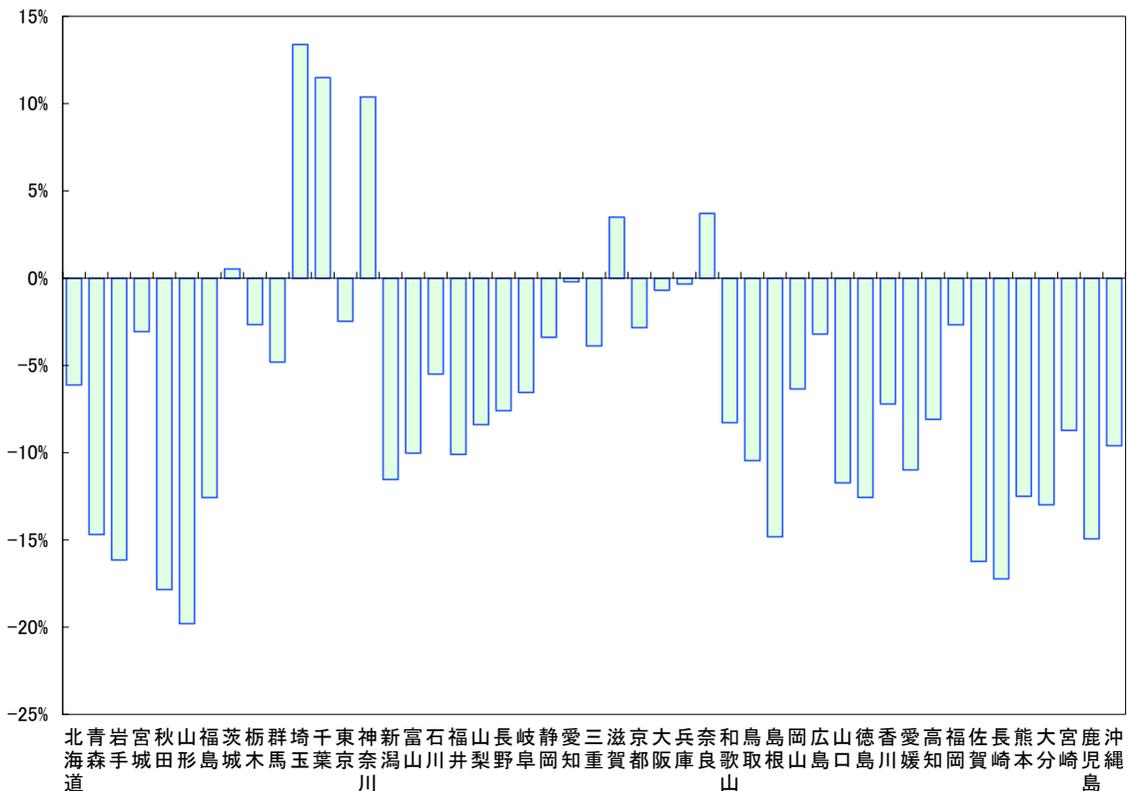
続される資産額と比較して流入資産額の割合が大きいのは、千葉県、埼玉県、神奈川県
 の順であり、流入する相続資産は域内での相続資産の約3割に相当する。

V 2015年までの地域別個人金融資産の変化

では、2015年までに相続を通じて地域間で流出・流入する資産額は、それぞれの地域
 全体の資産に対してどのくらいの影響を及ぼすのだろうか。この点を考えるためにまず、
 直近の各都道府県の個人金融資産総額を求め、次に流出・流入する資産額が地域個人金融
 資産総額の何割に相当するかを計算した。他の条件を一定とすれば、相続に伴い地域間で
 資産が流出・流入する結果、2015年までに地域別個人金融資産がどう変化するかを計算
 できることになる。なお、ここで個人金融資産を検討対象としたのは、他県に住む子が実
 物資産を相続する場合、地元の親族や地域住民へその資産を売却すると想定し、その分、
 域内の個人金融資産が縮小すると考えたからである。

図表5が推定結果である。相続を通じて他県へ資産が流出し地域の個人金融資産が減少

図表5 2015年までの地域別個人金融資産の変化



(注) 2005年と2015年の推定地域別個人金融資産を比較した場合の変化率である。

(出所) 総務省統計などから野村資本市場研究所推計

する割合が大きいのは、山形県、秋田県、長崎県の順であり、地域の個人金融資産の約 2 割が流出する。逆に相続を通じて他県から資産が流入し地域の個人金融資産が増加する割合が大きいのは、埼玉県、千葉県、神奈川県であり、地域の個人金融資産の 1 割以上が流入する。

VI 結論と地域金融機関への示唆

1. 結論

以上、人口動態と相続が個人金融資産に及ぼす影響について、2015 年までに流出・流入する相続資産を地域ごとに推計して検討した。その結果、過去に見られた地方圏から都市圏への大規模な人口移動は、相続を通じて地域の個人金融資産分布に大きな影響を及ぼすことが明らかとなった。

具体的には、二大都市圏では相続を通じて資産が流入すると見込まれ、特に東京圏では流入額もその影響も大きい。ただし流入額は、東京圏では東京都ではなく神奈川県、埼玉県、千葉県が多く、大阪圏では大阪府ではなく奈良県、滋賀県が多い。このことは、進学や就職・転勤で地方圏から大都市圏へ移った当初は東京や大阪といった都心へ向かったものの、最終的な住まいは都心ではなく郊外に求めた人が多かったためと考えられる。

二大都市圏以外では、地域経済圏の中心県では資産流出の影響が小さいが、その他地域では資産流出の影響が相対的に大きく、地域個人金融資産の約 2 割が流出する県もある。

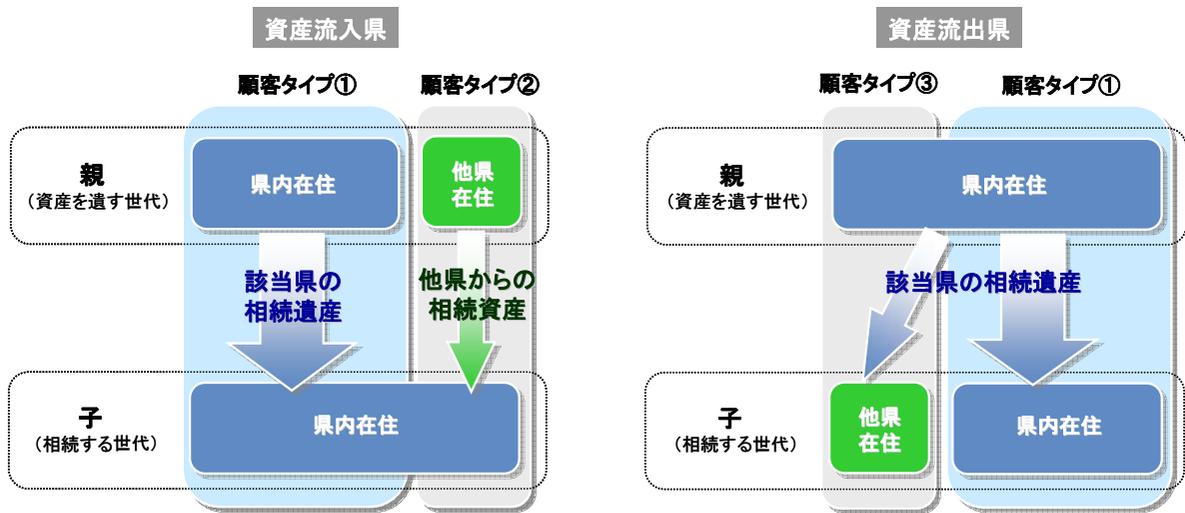
2. 地域金融機関への示唆

このように、地域ごとの個人金融資産は大きな転換期を迎えている。個人金融資産をターゲットとする金融機関にとっては地域の状況に合った戦略が一層重要になるだろう。

地域金融機関への示唆として次の点が考えられよう。まず資産が流入する地域では、わが国全体の個人金融資産が頭打ちであっても、相続を通じて地域の個人金融資産は増加すると見込まれる。このような地域における相続マーケットは、「域内に住む親と子の相続」に加えて「域外に住む親と域内に住む子の相続」の二種類ある（図表 6）。ただし、地域金融機関がこのチャンスを捉えるには、域内に住む子（＝相続人）が自行に口座を持ち、そこに相続資産を移すよう促す必要がある。そのため地域金融機関の戦略は、域内相続に絡むサービスのみならず、域外にいる親から資産を相続する子へのサービスも充実させることが重要であろう。また、資産流入地域である都市圏に住む人の中には、職住の地域が異なる人（例えば東京圏では埼玉都民や千葉都民と称される人）が少なからずいる⁶。この人達は退職して平日も自宅周辺で過ごすようになるまでは地元の地域金融機関との接

⁶ 例えば千葉県の場合、通勤・通学者のうち 4 人に 1 人は東京に通勤・通学している。

図表 6 資産流入県と資産流出県の相続マーケット



(出所) 野村資本市場研究所作成

点が少ないと考えられ、この人達を顧客に取り込むようなマーケティング戦略がポイントとなる。

逆に資産が流出する地域では、わが国全体の個人金融資産よりも状況は厳しく、相続を通じて域外に住む子(=相続人)へと域内資産が流出し減少するリスクを抱えている(図表 7)。そのため地域金融機関の戦略も、域内相続に絡むビジネスを着実に捉えることに加え、域外に住む子に自行口座を開設し資産を活用することを促し、域外への資産流出を防ぐことがポイントとなる。

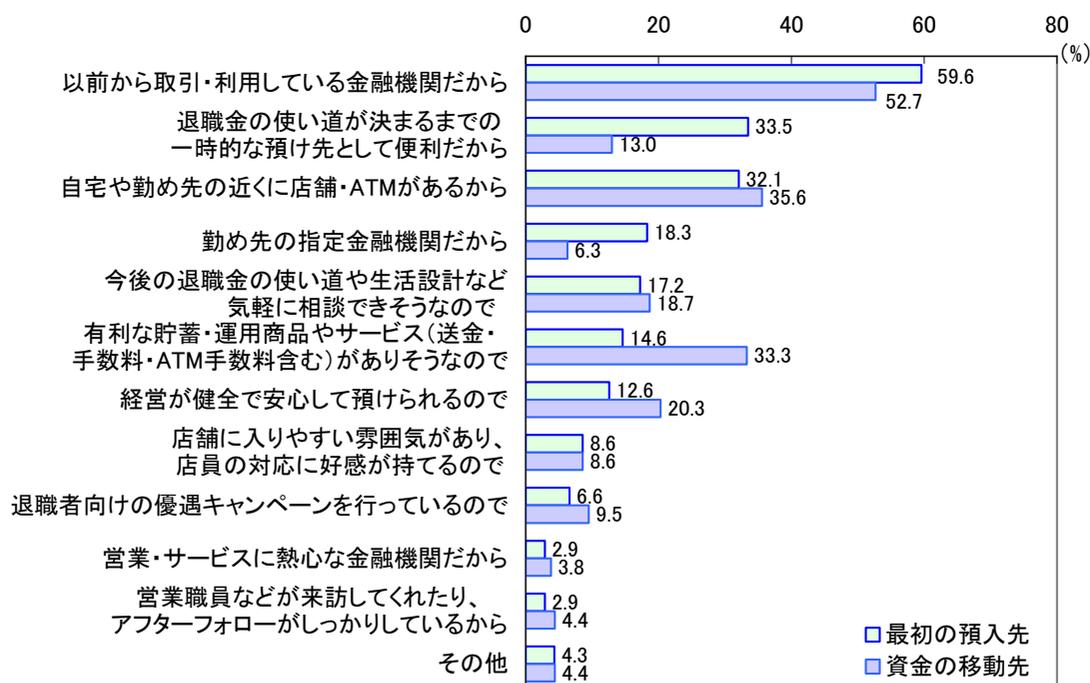
図表 7は、団塊世代の金融機関選択に対するアンケート結果である。団塊世代は相続世代でもあることから⁷、ここでの結果を、この世代が親から資産を相続する際にメインの取引金融機関を選ぶ条件として解釈することもできよう。

最初の預入先と資金の移動先について、最も多い理由は「以前から取引・利用している金融機関だから」である。そのため、相続を受ける前から取引していることが最も重要と考えられる。

資金の移動先について次に多い理由は「自宅や勤め先の近くに店舗・ATMがあるから」「有利な商品やサービスがありそうなので」「経営が健全で安心して預けられるので」である。つまり、利便性や魅力的な商品・サービス、信頼性が求められているのである。これらの点は、資産が流入する地域のみならず、流出する地域へも示唆に富もう。例えば、域外に住んでいても使いやすいサービスを提供することや、独自商品や心に響くサービスを提供すること、情報開示を充実させること等により、域外に住むファンを作る努力が求められていると考えられる。

⁷ 既に父親からは相続し、これから母親から相続する世代である。

図表 7 団塊世代による退職金預入時・変更時の金融機関選択理由



(注) 1. 調査対象は団塊世代の定年退職予定者男女 408 名。調査実施は 2006 年 12 月。

2. 最初の預入先とは退職金受け取りの際に預け入れる予定の金融機関。

(出所) 電通「団塊世代の退職金に関する意識調査報告」(2006 年 12 月)

また、様々な世代の関心を惹きつけ取引のきっかけになりうるものとして、例えば教育を目的とした資金調達・移転をサポートするサービスが挙げられよう。現役世代の家計ニーズが強い上に、多くのシニア世代が次世代育成の必要性を認識していることから、魅力的なサービス分野となるのではないだろうか⁸。

3. おわりに

相続を巡る問題は、他界する人を単なる数字として扱わねばならず、表立って考えたくない事柄である。しかし現状では、個人金融資産の 6 割を 60 歳以上の世帯が保有しており、少子高齢化時代の個人金融資産の今後を考える上で避けて通れないテーマである。

わが国では過去に大規模な人口移動が見られたが、当時移動した人の多くは今や親から資産を相続する年齢に達しており、この人達が資産を相続することは個人資産の地域分布に大きく影響を及ぼすことになる。この問題は非常に重要であるにもかかわらず、過去にはこのような分析レポートが見られていなかった。

こうした問題意識から本稿では、予想される個人金融資産の地域間移転について推計し

⁸ 詳しくは、宮本 佐知子「ニーズ高まる教育資金ファイナンス」野村資本市場研究所『資本市場クォーターリー』2008 年春号を参照。

た結果、地域ごとの個人金融資産への影響度合いが明らかになった。個人金融資産をターゲットとする金融機関は、相続を通じた個人金融資産の地域間移転を考慮に入れた戦略を練ることが必要であろう。